

事務連絡  
令和4年7月27日

各都道府県各種学校主管課  
日本インターナショナルスクール協議会 御中  
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

### 新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について

現在、全ての年代において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、今後、更なる拡大も懸念されています。そのような中で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、10代から30代の若年層における追加接種（3回目接種）率が低いことが指摘されています。

厚生労働省において、接種の推進に向けてリーフレットが作成されていますので、当該リーフレットも含め、別紙の内容について、御参考にしていただきますよう、お願いします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房国際課  
国際協力企画室 外国人教育政策企画係  
Tel : 03-5253-4111 (内線 3222)  
Fax : 03-5253-3669  
E-mail : [kokusai@mext.go.jp](mailto:kokusai@mext.go.jp)

(Tentative translation)  
International Affairs Division, Minister's Secretariat  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

July 27, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,  
Japan Council of International Schools (JCIS),  
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Information on Additional (3<sup>rd</sup> dose) Vaccination against COVID-19

The spread of COVID-19 is currently continuing among all generations, and there is a concern of further spread. Even under this circumstance, it has been pointed out that the additional (3<sup>rd</sup> dose) vaccination rate against COVID-19 is low among young people of teenagers to thirties.

The Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) has prepared a leaflet to promote vaccination, and you can refer to the attached document including it.

We are sharing this announcement with you with the hope that it will be utilized as a reference for your consideration of your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: Please send this notification to the miscellaneous schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: Please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division,  
Minister's Secretariat,

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: [kokusai@mext.go.jp](mailto:kokusai@mext.go.jp)

若年層の新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について、お知らせします。

事務連絡  
令和4年7月26日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
健康教育・食育課

#### 新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について

現在、全ての年代において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、今後、更なる拡大も懸念されています。そのような中で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）について、10代から30代の若年層における追加接種（3回目接種）率が低いことが指摘されています。

厚生労働省において、接種の推進に向けて、別添のリーフレットが作成されていますので、それも活用しながら、下記の内容について、所管の学校等に対し、必要な広報・情報提供に努めていただくよう、お願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にお

かれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

教職員は、学校の業務を継続し、幼児児童生徒の学びの保障や地域における社会機能を維持するために不可欠な存在です。

現在、学校は夏季休業中ですが、幼児児童生徒の学びの場を守り、教育活動を継続していく観点から、この期間を活用して、希望する教職員が追加接種（3回目接種）を受けることができるよう、別添のリーフレット等も活用しながら、所管の学校等に対する働きかけをお願いします。

なお、現在、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）は、12歳以上の者が受けることができます。児童生徒への新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、生徒及び保護者の判断が尊重されるべきものですが、生徒や保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要となります。

このため、別添のリーフレットのほか、新型コロナワクチンの接種に関するリーフレット等について、学校や社会教育施設等において保護者が訪れやすい場所に据え置く、教育委員会・学校等のホームページや校内ネットワークに掲載するなど、希望する保護者等が必要な情報を取得できるように、地域の衛生主管部（局）の求めに応じて、広報に必要な協力を行っていただくよう、引き続きお願いします。

その際、新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、令和4年2月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」で示したとおりですので、改めて御確認ください。

（参考）新型コロナワクチンの接種に関するリーフレット

- ・ 3回目接種のお知らせ（3回目接種がお済みでない皆さまへ）（別添）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000966240.pdf>
- ・ 接種のお知らせ（5～11歳のお子様と保護者の方へ）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000896558.pdf>
- ・ 追加（3回目）接種のお知らせ（12～17歳の方へ）（2022年3月29日版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000920838.pdf>
- ・ 3回目接種のお知らせ（高校生、大学生などの皆様へ）（2022年4月18日版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000927981.pdf>

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について (令和4年2月21日)

[https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

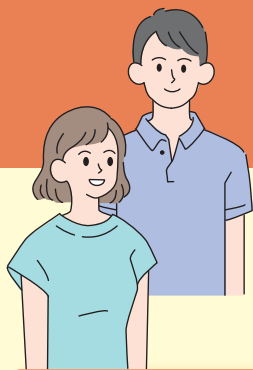
(下記以外について)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

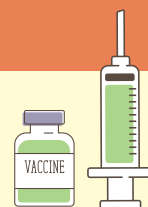
(教職員のワクチン追加接種について)

初等中等教育局 初等中等教育企画課(内4678)

# 新型コロナワクチン 3回目接種がまだお済みでない皆様へ



## 3回目接種をご検討ください



### 第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

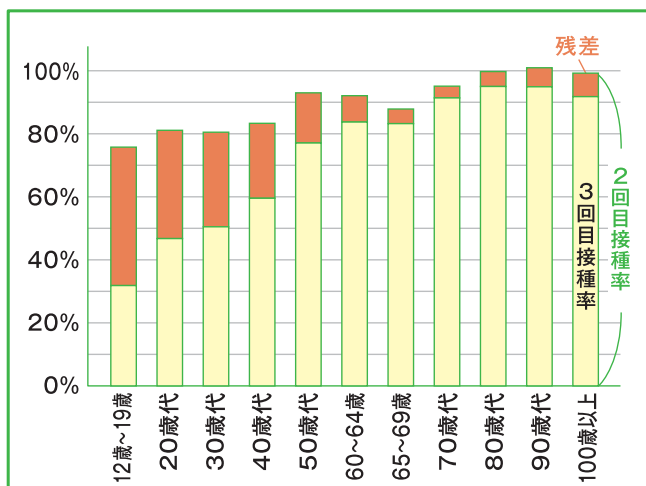
(令和4年6月30日)において、「**新規感染者数が全国的に上昇しており、特に大都市で増加している**」と指摘されています

- 初回免疫(1・2回目接種)によるオミクロン株感染に対する感染予防効果や発症予防効果は著しく低下します。
- 7月以降、3連休や夏休みなどを迎え、接触の増加等が予想されます。

第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年6月30日)より

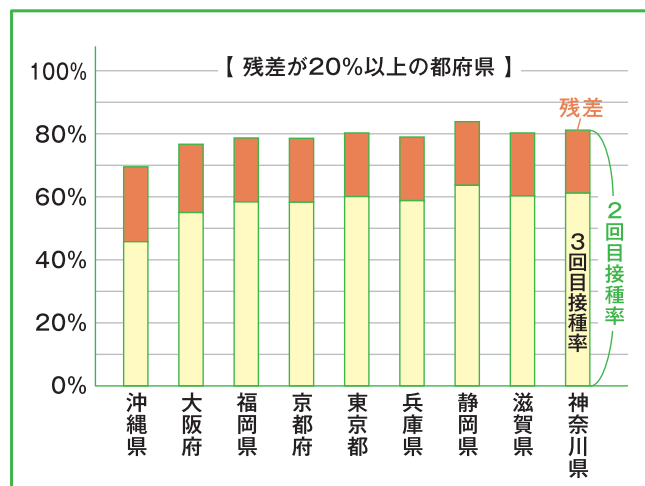
#### 【年代別】2・3回目ワクチン接種率

(2回目接種後に3回目接種をまだしていない人の割合を残差として示しています。)



#### 【地域別】2・3回目ワクチン接種率

(2回目接種後に3回目接種をまだしていない人の割合を残差として示しています。)



首相官邸ホームページ掲載資料(令和4年7月11日公表時点)から作成

**3回目接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復します。**

出典：UKHSA COVID-19 vaccine surveillance report Week 11.17 Mar 2022  
Tseng (Nature Medicine 2022) MMWR Morb Mortal Wkly Rep.2022;71(4).

- 3回目接種の対象になるのは、2回目のワクチン接種を終了した12歳以上の方です。
- 3回目接種で使用できるワクチンは、①ファイザー社(12歳以上) ②モデルナ社(18歳以上) ③武田社ワクチン(18歳以上)の3種類です。

◎3回目接種の詳しい情報については、こちらをご覧ください。➡



◎各自治体の接種場所については、お住まいの市町村のホームページや  
広報、接種総合案内「コロナワクチンナビ」をご覧ください。

◎住民票がある場所(住所地)以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方 ➡ 実際に住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。  
実際に住まいの市町村ホームページでご確認いただくか、相談窓口にお問い合わせください。



◎ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方または保護者の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

### ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。具体的には、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

感染予防対策を  
継続していただ  
くようお願いし  
ます。

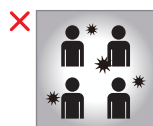


密集場所

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



密接場面



密閉空間



マスクの着用



石けんによる  
手洗い



手指消毒用アルコール  
による消毒の励行

新型コロナワクチンの詳しい情報については、  
厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索

